

岩手県企業局管理規程第12号

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月31日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

企業局電気工作物保安規程（昭和61年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
別表第4（第12条、第14条、第15条、第19条関係） 細則一覧表	別表第4（第12条、第14条、第15条、第19条関係） 細則一覧表																				
<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>規程</th></tr></thead><tbody><tr><td>巡視、点検及び検査に関するもの</td><td>[略] 風力発電所保守要則（平成13年6月25日制定）</td></tr><tr><td>運転及び操作の方法及び手順に関するもの</td><td>無線通信運用要領（昭和57年9月1日制定） [略]</td></tr><tr><td>記録に関するもの</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	項目	規程	巡視、点検及び検査に関するもの	[略] 風力発電所保守要則（平成13年6月25日制定）	運転及び操作の方法及び手順に関するもの	無線通信運用要領（昭和57年9月1日制定） [略]	記録に関するもの	[略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>規程</th></tr></thead><tbody><tr><td>巡視、点検及び検査に関するもの</td><td>[略] 風力発電所保守要則（平成13年6月25日制定）</td></tr><tr><td>運転及び操作の方法及び手順に関するもの</td><td><u>太陽電池発電所保守要則（平成26年11月1日制定）</u> 無線通信運用要領（昭和57年9月1日制定） [略]</td></tr><tr><td>記録に関するもの</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	項目	規程	巡視、点検及び検査に関するもの	[略] 風力発電所保守要則（平成13年6月25日制定）	運転及び操作の方法及び手順に関するもの	<u>太陽電池発電所保守要則（平成26年11月1日制定）</u> 無線通信運用要領（昭和57年9月1日制定） [略]	記録に関するもの	[略]	[略]	
項目	規程																				
巡視、点検及び検査に関するもの	[略] 風力発電所保守要則（平成13年6月25日制定）																				
運転及び操作の方法及び手順に関するもの	無線通信運用要領（昭和57年9月1日制定） [略]																				
記録に関するもの	[略]																				
[略]																					
項目	規程																				
巡視、点検及び検査に関するもの	[略] 風力発電所保守要則（平成13年6月25日制定）																				
運転及び操作の方法及び手順に関するもの	<u>太陽電池発電所保守要則（平成26年11月1日制定）</u> 無線通信運用要領（昭和57年9月1日制定） [略]																				
記録に関するもの	[略]																				
[略]																					
備考 改正部分は、下線の部分である。																					

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。